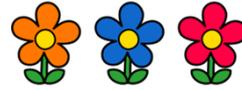


お祝い



毎月発行しております浦野家通信も、今回で100回目を迎えることになりました★
今後ともご愛読いただけるよう一同精進してまいりますので、
何卒よろしくお願いたします！

2月の税務

2月10日（月）

・1月分 源泉所得税
住民税の特別徴収税額の納付

2月17日（月）

- ・令和6年分 確定申告開始日
- 2月28日（金）
- ・12月決算法人の申告と納付
- ・6月決算法人の中間申告と納付
- ・3.6.9月決算法人の中間申告と納付
- ・1月分社会保険料の納付



税制改正大綱が発表されました。

令和7年度の税制改正大綱が2024年12月20日に公表されました。

税制改正大綱とは、政府与党の税制調査会を中心として各省庁や企業団体の要望を吸い上げ、翌年度以降の税制の改正についての具体的な内容をまとめた文書であり、ここにまとめられた内容をもととして税法についての改正法案が作成され国会での審議を行い、可決されれば、**新しい税制**が施行されることとなります。つまり「税制改正大綱」とは税法の改正についての大切なたたき台となるものです。税制改正の発表は、12月半ばごろで1月からの通常国会で大綱をもととして作成された法案の審議が行われます。

さて、令和7年度の税制改正大綱の中から**個人所得税**についての改正のポイントの一部を今回は、お伝えしたいと思います。

◎基礎控除額及び給与所得控除の最低保証額の見直し

所得税の基礎控除額について合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を現在の「48万円」から「58万円」に増額。

また、給与所得の計算に用いられる給与所得控除額のうち最低保証額（給与収入が1,625,000円までの個人に適用される）を現在の「55万円」から「65万円」に増額。

この給与所得控除の増額は、個人の住民税の計算についても同様に増額を行うものと大綱には記されております。

この基礎控除及び給与所得控除の見直しが国会で可決されれば、給与収入者の所得税が課税される最低額が「103万円超」から「123万円超」ということとなります。

この変更に伴い配偶者控除や扶養控除の適用の判断に用いる、合計所得金額も現在の「48万円」から「58万円」に改正を行う旨が記載されています。

税金の納付方法について

昨年の5月から法人税などの納付書の送付が廃止されており、納付書の準備が別途必要になっております。税務署に納付書を取りに行くのも手間がかかるため、弊所では電子納税を推奨しております。

①ダイレクト納付

銀行口座より税金を納付する方法です。登録が完了すれば、即時または指定した期日に納付することが可能です。金額が確定した段階で、引き落としさせていただいてよいかの確認のご連絡を差し上げますので、その際にお返事いただければこちらで口座振替の手続きを行わせていただく流れとなります。

②振替納税

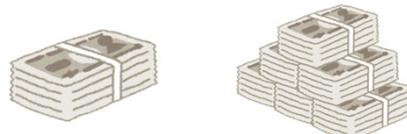
納税者ご自身名義の口座から、国税庁が定める振替日に口座引き落としを行い納付する方法になります。こちらは所得税、消費税などでのみ利用が可能です。

③ネットバンキング、クレジットカード

インターネットバンキングを開設されている場合やクレジットカードをお持ちの場合、利用が可能です。こちらについては納付時に納税者ご自身がweb上で手続きをする必要がございます。

④その他

QRコード決済やPAYPAY決済もございます。（上限金額あり）



現在顧問先のお客様に関しましては**ダイレクト納付**の登録を勧めております。電子納税でご対応いただけない場合、お客様の方で納付書を取りに行ってください、弊所にご郵送をお願いする場合がございますので、ぜひご検討ください。



☆確定申告が必要な方 期間：2月17日(月)～3月17日(月)

- ・ 個人事業主の方
- ・ 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
- ・ 給与を2か所以上から受けている方
- ・ 給与を1か所から受けていて、その他に不動産収入、配当収入、年金収入等の合計が20万円を超える方
- ・ 初めて住宅ローン控除を受ける方
- ・ 医療費控除を受ける方
- ・ ふるさと納税をされた方で

『ふるさと納税ワンストップ特例制度』を利用していない方 など



☆節分

節分は一般的に「立春の前日」のことを指します。もともと、立春は一年のはじまりとされていたため、節分は今でいう大晦日として盛大にお祝いされていたそうです。



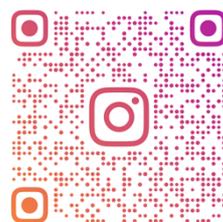
節分には季節の境目に悪いものが寄ってこないように、豆まきをしたりイワシの頭を飾ったりして「鬼」を祓う風習があるほか、最近では一年の健康と幸福を願って「恵方巻」を食べる風習もあります。



恵方は毎年方角が変わりますが、「十干」というものに基づき、毎年定期的に決まっています。2025年の恵方は「西南西微西」です。

節分は立春に合わせて日付が多少前後し、2025年の節分は2月2日(日)です。

Instagramを開設いたしました★



URANOKAIKEI

スタッフが毎日更新していますのでお時間があるときにのぞいてみてください！

